

東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科における

教育研究上の目的に関する要項

〔平成19年4月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程5号）第1条第2項の規定に基づき、大学院医歯学総合研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 大学院医歯学総合研究科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 修士課程

急速な進歩を受けて高度に専門化している医学・歯学・生命理工学・臨床検査学・国際保健医療学領域において、出身学部学科で取得した知識・技術を生かしながら、医学・歯学・生命理工学・臨床検査学・国際保健医療学に関する幅広い知識を体系的、集中的に教育することにより、医学・医療、歯学・歯科医療を支える基礎医学・基礎歯学・生命理工学・臨床検査学及び国際保健医療学について豊かな学識を有し、かつ医科学・歯科学・医療管理学・医療政策学・理学・工学・保健学・口腔保健学・グローバル健康医学の一つの専門分野で高度の知識を有する人材を養成する。

(2) 博士課程

イ 世界をリードする研究者の養成

- ① 基礎と臨床の融合を図る臨床指向型研究分野で世界をリードする研究者
- ② 医歯学・数理医科学・生命理工学及び臨床検査学の多分野連携を図る医歯数理生命理工臨床検査学学際型研究分野で世界をリードする研究者

ロ アカデミックドクターの養成

- ① 分化から統合化を目指す全人的診断治療の進歩に貢献する医療人
- ② 医歯学領域を連携させる医歯学統合的医療を遂行出来る医療人

ハ 社会が希求する産業人の養成

- ① 産業界で先端的な技術革新を実現する開発者
- ② 新しい時代を開拓する産業界のオピニオンリーダー

ニ 卓越した学識と優れた人間性を有する教育者の養成

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月15日制定）

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日制定）

この要項は、令和2年3月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。